

沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）（抜粋）

沖縄振興基本方針関係

（沖縄振興基本方針）

第三条の二 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 沖縄の振興の意義及び方向に関する事項
- 二 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する基本的な事項
- 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する基本的な事項
- 四 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
- 五 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項
- 六 科学技術の振興に関する基本的な事項
- 七 情報通信の高度化に関する基本的な事項
- 八 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項
- 九 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項
- 十 離島の振興に関する基本的な事項
- 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項
- 十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。次条第二項第十一号において同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、沖縄の振興に関する基本的な事項

3 基本方針は、平成二十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定関係

(情報通信産業振興地域の指定)

第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

(情報通信産業特別地区の指定)

第二十九条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を情報通信産業特別地区として指定することができる。

※沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）（抜粋）

(情報通信産業振興地域の要件)

第九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 経済的社会的条件からみて一体として情報通信産業の立地を促進することが相当と認められる地域であること。
- 二 その地域又はその地域の周辺の地域における人口及び産業の集積の状況からみて、これらの地域において情報通信産業に属する事業を行う事業者が供給する製品又は役務に対する相当程度の需要が見込まれること。
- 三 その地域又はその地域の周辺の地域に、情報通信産業に属する事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設、研究施設又は情報通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設（次条において「研究施設等」という。）が存在すること。

(情報通信産業特別地区の要件)

第十条 法第二十九条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 その地区又はその地区の周辺の地域に、研究施設等が相当数存在すること。
- 二 高度な情報通信基盤が整備されていること。
- 三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。

沖縄振興審議会設置根拠関係

(沖縄振興審議会の設置及び権限)

第百十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会を置く。

2 沖縄振興審議会は、沖縄の振興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(沖縄振興審議会の組織等)

第百十二条 沖縄振興審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で組織する。

一 沖縄県知事

二 沖縄県議会議長

三 沖縄の市町村長を代表する者 二人

四 沖縄の市町村の議会の議長を代表する者 二人

五 学識経験のある者 十四人以内

2 前項第三号から第五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により沖縄振興審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

沖縄振興審議会令（平成14年政令第119号）（抜粋）

（会長の職務の代理）

第一条 沖縄振興審議会（以下「審議会」という。）の会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第二条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第三条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事の手続）

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

（雑則）

第七条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

沖縄振興審議会運営規則

平成14年6月3日沖縄振興審議会決定
平成19年6月11日改正

沖縄振興審議会令（平成14年政令第119号）第7条の規定に基づき、沖縄振興審議会運営規則を次のように定める。

（会議の招集）

第1条 沖縄振興審議会（以下「審議会」という。）の招集は、会議の議題、日時及び場所を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の議事）

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、特段の理由がある場合には、理由を明示して、会議を非公開とすることができる。

（部会）

第3条 審議会に総合部会を置く。

2 総合部会は、審議会において付託された事項について、調査審議する。

3 前項の規定により総合部会に付託された事項のうちあらかじめ審議会の了解を得たものについては、会長の同意を得て、総合部会の調査審議結果を審議会の調査審議結果とすることができる。

4 会長は、前項の同意をした調査審議結果を同意後最初の審議会に報告しなければならない。

5 総合部会は、沖縄の振興に関する重要事項につき、審議会に対し意見を申し出ることができる。

（意見等の聴取）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 総合部会の部会長は、部会に属する委員及び専門委員以外の者を部会に出席させて意見を述べ、又は説明をさせることができる。

（幹事会）

第5条 幹事会は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事が招集する。

2 幹事会の議事は、内閣府政策統括官（沖縄担当）である幹事がつかさどる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。